第八十六条の七中「別表第十三、別表第十四及び別表第十五」を「別表第十九、別表第二十及び別表第二十一」に改め、同条を第八十六条の二十三とし、同条の次に次の六条を加える。

（取扱物資の保管を命じた者に対して求める報告の様式）

第八十六条の二十四　法第百三条第十四項の規定により取扱物資の保管を命じた者に対し必要な報告を求めるときは、別表第二十二によるものとする。

（立入検査に係る管理者に対して行う通知の様式）

第八十六条の二十五　法第百三条第十五項の規定により立入検査をする場合において管理者に対して行う通知は、別表第二十三によるものとする。

（身分証明書）

第八十六条の二十六　法第百三条第十六項に規定する証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。

（関係方面総監等及び関係地方防衛局長の連絡及び協力）

第八十六条の二十七　方面総監等は、法第百三条の規定を実施するため、関係方面総監等及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2　方面総監等は、第八十六条の九第四項の規定に基づき関係地方防衛局長に依頼する場合のほか、法第百三条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係方面総監等又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3　方面総監等は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める方面総監等又は地方防衛局長に示すものとする。

4　第二項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

（文書の保存）

第八十六条の二十八　法第百三条第七項本文の規定により公用令書を交付した場合における次の各号に掲げる文書（法第百三条の二第四項の規定により法第百三条第一項から第四項までの規定によりした処分とみなされるものに係る文書を含む。）の保存期間は、法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収（次項及び第八十八条の十五において単に「撤収」という。）の日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年が経過するまでの間とする。

一　処分要請書の写し

二　公用令書の写し

三　公用令書交付前通知書の写し

四　処分取消要請書の写し

五　公用取消令書の写し

2　法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付した場合における前項の文書の保存期間は、次の各号に掲げる期間が経過した日のいずれか遅い日までの間とする。

一　撤収の日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年

二　法第百三条第七項ただし書の規定により公用令書を事後に交付した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日から起算して十年

（準用）

第八十六条の二十九　第八十六条の六から第八十六条の八まで、第八十六条の九第一項、第八十六条の十三から第八十六条の十五まで、第八十六条の十七から第八十六条の十九まで、第八十六条の二十一から第八十六条の二十三まで及び第八十六条の二十五から第八十六条の二十八までの規定は、法第百三条の二第一項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十六条の六第一項	第七十六条第一項の規定による措置	第七十七条の二の規定による措置
	第百三条第一項から第四項まで	第百三条の二第一項及び第二項
	第百二十七条	第百四十三条
	第百三条第一項本文及び第二項から第四項まで	第百三条の二第一項及び第二項
	要請し、又は法第百三条第一項ただし書の規定に基づき自ら当該処分を行うほか	要請するほか
	要請又は実施	要請
第八十六条の七	令第百二十八条	令第百四十四条において準用する令第百二十八条
	別表第十三その一から別表第十三その七まで	別表第十三その二及び別表第十三その六
第八十六条の八	第百三条第一項本文及び第二項から第四項まで	第百三条の二第一項及び第二項
第八十六条の九第一項	法第百三条第七項本文	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第七項本文
	令第百三十一条各号（第五号を除く。）	令第百四十四条において準用する令第百三十一条第二号及び第六号
第八十六条の十三（見出しを含む。）	施設、土地等又は物資を出動を命ぜられた自衛隊	土地を措置を命ぜられた自衛隊の部隊等
	法第百三条第六項	法第百三条の二第三項において準用する法第百三条第六項
	規定する施設、土地等又は物資	規定する土地
	第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊	第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等
	対象となる施設、土地等又は物資	対象となる土地
第八十六条の十四第一項	第百三条第一項本文及び第二項	第百三条の二第一項
	施設、土地等又は物資	土地
第八十六条の十五	令第百三十六条第三項	令第百四十四条において準用する令第百三十六条第三項
	別表第十六その一から別表第十六その七まで及び	別表第十六その二及び別表第十六その六並びに